

1 市政経営について

(1) 平成28年度の経営方針について

ア 重点政策について

11月8日には市制施行60周年を迎え、調布市はまた、新たな節目を目指して歩み始めました。10月13日に発表された28年度市政経営方針を拝読いたしますと、4つの重点プロジェクトの他に、調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略、さらには昨年につき2020年のオリンピック、パラリンピック、またラグビーワールドカップ等についてまちづくりへの最大の効果をもたらすこと等について全職員が共通認識を持って組織横断的に課題を共有すること、その後に市民の安全安心の確保、市民生活支援や制度改正に伴う取り組みが挙げられています。それと共に京王線地下化に連動する21世紀の調布のまちづくりの骨格作りに庁内連携を一層図り、着実に前進、そして2020年を見据えてソフトハード一体的に取り組み、魅力あふれる豊かなまちづくりを一丸となって目指すとしています。

全体の方針のトーンはオリンピック、パラリンピック、駅前ひろば整備、道路整備など21世紀の調布のまちの骨格づくり、つまりハードが中心で、市民生活が重視されていません。それでは、市民生活を守るという市政の第一義であるということにはなりません。現在、パブリックコメントをしている調布市教育大綱には、基本方針に子ども達に最善の教育を追求するとして、良好な環境の中で学べるよう一人一人にとって安全で安心な教育環境の整備を図ることの記載もありますが、連携テーマには、平成19年に、いじめや虐待のないまち宣言を行った市として命を大切に、人権尊重について触れ、経済格差が教育格差につながる貧困問題にも言及しています。子どもを取り巻く厳しい実態への対応も重要なテーマです。市民生活は極めて厳しい局面を迎えています。特に高齢者は「下流老人」などの言葉に象徴されるように、病気や介護の問題に直面し、年金だけでは特養にも入れません。働く世代の保育園不足、子どもの貧困問題も深刻です。21世紀のまちづくりの骨格に子ども達を育てていく人づくりを欠いては困ります。まずは「市民生活を優先させる」という視点が何より重要です。

○ 市長は市民生活を守ることが第一の責務と認識されています。市民生活の課題解決に向け政策の優先順位、課題認識が庁内で共有されているのかを含め、28年度における重点政策とは何か、改めて市長の見解を問うものです。

イ 議会との情報の共有について

60周年記念式典ではカナダ・ケベック州との紹介があり、市長のフランス語のメッセージもありましたが、映画における国際的な連携もされとの趣旨でした。映画のまち調布についての取組は、基本計画の重点プロジェクトでもあり、経営方針にも記載され、市としても大きなテーマとして位置づけています。今回の補正予算にも計上されていますが、当然施策としても予算としても、十分な審議が必要なことは言うまでもありません。それにしては、今回のケベック州との共同宣言についての十分な説明がありませんでした。市は協働のまちづくりを行政運営の基本に置いています。協働する前提は情報の共有です。映画のまちづくりについて議会の認識と行政の認識が異なっては政策が円滑に進みません。

28年度の経営方針に2つの基本的な考え方のひとつは参加と協働のまちづくりです。そこには市政情報の積極的な提供があります。今回の宣言は全議員で共有すべき内容ではなかったでしょうか。

○市長は議会との情報の共有について、どのように認識されているのかお聞かせください。

ウ地方創生の取組について

60周年の記念行事で私たちは30年友好関係を培ってきた姉妹都市木島平村のそば、お米の振る舞いを頂き祝うことができました。市民にとって第二の故郷とも言える姉妹都市木島平村の雄大な自然、観光、農業を幅広く市民に知ってもらえる絶好の機会でしたが、30年の友好の歴史を刻んでいる木島平村ではなく、ケベック州の紹介映像がメインになったのは、大変残念に思うだけではなく、せっかくお祝いに駆けつけてくださった村長を始め木島平村の方々に申し訳ない気持ちを抱いたのは私だけでしょうか。

市長は、地方創生の取組に対し、「東京と地方を対比するのではなく、共存奨励の観点から取り組むべき」と述べています。まさに木島平村との姉妹都市としての関係は、お互いが助け合い、保管しながらともに発展していこうとする実践ともいえるものです。それにしても、30年の友好の歩みについて、木島平村の自然、景観、産業、村民などを紹介する映像がなかったことが残念でなりません。22万市民が暮らす調布市が、木島平村と共存共栄していく今後の施策展開に期待するところです。11月18、19日に全国市議会議長会研究フォーラムが福島市で開催されました。「東日本大震災の復興なくして、日本の復興なし」という言葉が耳に残っています。2020年の東京オリンピックが復興五輪と呼ばれていたことを忘れてはいけません。フォーラムでは、地方創生という国の政策にぶれないこと、地方創生の計画策定に力を注ぐより地域社会と民間市場経済の動向に目を向けるべき等々様々な議論がありましたが、もう一度、暮らしに戻ることが大切で、自治をどう確立していくのかが問題との指摘が最後にありました。課題討議では「震災復興と議会」として、陸前高田市議会、気仙沼市議会、南相馬市議会各議長の報告がありましたが、特に原発事故の影響を受けている南相馬市は新たな生き方を追求できない苦悩を語り、世代を超えた長期的な戦いとの話、気仙沼市からはまず復旧復興で、その先に創生があるのではないかとの発言もありました。地方創生では、一億人の人口維持が経済面から重要だというメッセージは伝わっても、私たちはどんな社会で暮らし、何を実現していくのかが見えません。また、地方創生が都市と地方の共存共栄という視点で進めていくのであれば、調布市が機会ある毎に支援している被災地支援に目を向けて、例えば職員派遣していた東松島市、あるいは民間交流の多い石巻市等、被災地との地域間連携について、もっと考えていくべきではないでしょうか。震災も原発問題も私たちの問題として向き合う必要があります。被災地に寄り添って、互いにいつ起きるかわからない震災について、地域連携してできることをさぐっていくことが重要ではないでしょうか。東日本大震災の復興なくして、日本の復興なしという言葉に再度噛みしめて、被災地に寄り添うことが重要ではないでしょうか。

○被災地との連携について、どう考えているのでしょうか。

今回、災害時の協定する都市として遠野市に加え新たに富山市と岐阜市がありました。日頃から市民との交流があつてこそ、災害時の支援に生かされます。災害時の協定した地域とは日常時での交流も考えていくのでしょうか、

エ人材の確保と育成について

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年度までに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築は自治体の責務となっています。介護保険制度改正により、介護予防・日常生活支援総合事業が市町村事業となり、人員基準や指定基準も市の裁量に委ねられ、高齢者福祉に自治体格差が生まれると言われていています。

市では 28 年度から順次移行しますが、要介護認定者も含め、何らかの認知症の症状がある高齢者は高齢者の 3 割を超えると推測され、認知症は誰でもなり得る身近な病気です。この実態からも 2025 年問題は優先課題です。地域における福祉的な課題は、より多様化・複雑化し、あらゆる分野で制度改正、法律改正が頻繁に行われ、その変遷に高度な専門知識がなければ対応できない状況ですが、21 世紀の福祉政策のグランドデザインをどう描くか問われています。多様化・複雑化する福祉的課題を担う職員の育成は急務ですが、福祉行政特有の業務の多さ、複雑さ、市民対応の困難さなどでつぶされてしまう職員もいることから、人事管理の責任も重いと云えます。行革プランで常勤定数削減が進められ職員に余裕がないことは承知していますが、一方で「現場に足を運ばなくなった」「以前は研修にも一緒に参加し、現場の悩みも聴いてくれた」といった生の声も聞きます。大幅な改正が続く中で、福祉現場の声を聞くことが実態の把握にもつながりますが、限りある財源の配分の中で、利用者本位の福祉サービスの向上を図ることは、なかなか困難な状況にあります。地域のことは地域でと、「地域の自主性および自立性を高めるための推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が 23 年に交付され、25 年 4 月から社会福祉法に基づき都から市に、許可、指導監査等様々な権限が委譲されました。それを担い、事業者を指導し、市民の付託に応える体制づくりは急務ですが、現状はどうでしょうか。28 年度は総合事業に移行する年度です。2025 年の市民生活を見通した 10 年後を見据えた組織体制が必要です。政府は介護離職ゼロを目指していますが、老人福祉・介護事業の倒産は過去最悪で、福祉現場の人材不足は深刻です。実態が伴わない状況で総合事業を主体的に進めるには限界がありますが、福祉人材を育成することは、調布市の福祉を充実させ、ひいては市民生活の防衛にもなります。

そこで、福祉行政における人材育成の角度から質問します。社会福祉法人の許可・指導・監査は福祉総務課所管、認知症高齢者のグループホームなど地域密着型サービスは高齢者支援室が所管ですが、

○地域密着型サービスや社会福祉法人における認可・指導・監査に対する方針と体制をどう考えているのでしょうか。また、それらの業務を担う職員の育成に、具体的にどう対応しているのでしょうか。権限の委譲をチャンスととらえれば、独自の福祉政策も発揮できますが、こうした観点が前向きにとらえないと消極的な対応しかできません。行政が長期的で戦略的に人材を育て、現場の状況を把握して事業者の信頼を得て、ともにより良い福祉サービスを創出していくことが市民に安全安心を届けていくことにつながるのではないのでしょうか。専門職を採用して配置していますが、その成果と課題はどうか、福祉現場に職員を派遣していますが、その主旨や方針はあるのか気になるところです。

○これから多様化する福祉分野にあって、専門性の高い福祉部門の人材を確保、育成するのか、組織体制について、どう対応していくのでしょうか。

(2) 平成 28 年度予算について

ア予算の見積もり状況について

予算編成に当たっては、限られた財源と中長期的な財政需要の増加を見据え、財政の健全性維持に努め、不断の行財政努力を推進。次年度予算編成に当たって、基本計画期間の財政フレームを基本に、新たな財政需要の選択と集中、補助金等の見直し基準の活用等様々な面から指示しています。しかし、例年予算編成を進めていく過程で大幅な乖離があるのが実態です。結果、当初予算が決定するまでの業務量は増え、意思決定を遅らす要因につながっているのではと考えます。時間のスリム化をし、効率性を高める工夫をしていくことが求められています。すでに基本計画で財政フレームを示しています。策定後の制度の創設・改正などの状況変化や、財政フレームに盛り込むことができなかった事業等があることや、市税収入の見通しなどにより、収入不足が生じることはやむを得ないこともあると思っています。しかし、昨年度は92億円、今年度もそれを超えた乖離があるとも聞いています。このような大幅な乖離が生じている現状は、そもそも財政フレームに無理があったのではないのでしょうか。

つまり、基本計画では収入に比較して、事業を盛り込みすぎているのではないかということ。財政フレームがありながら、大幅な乖離を生じさせていることに、疑問を持つものです。毎年毎年、大幅な乖離が生じているために、収支均衡に向けた調整に、多くの労力が費やされています。より効率的な予算編成を目指す取組が必要なことは言うまでもありません。ひとつの案として、財政フレームに基づく予算規模を定め、目標値を庁内で共有します。その範囲内で、各部における事業を組み立てます。部長もリーダーシップを発揮し、事業の進め方、手法などの検討が進むのではないのでしょうか。その上で、懸案となる課題や最終的な予算規模等については、市長の査定により決定することになります。こうした取組により、庁内分権にもつながり、各部の経営的視点が加味され、結果的に調整期間も短縮されるのではないのでしょうか。今はこの点が明確ではないので、予算編成は財政主導と受け止められ、所管部も自立した予算への取組が確立できないのではないのでしょうか。今後は予算編成に当たっては、財政フレームを明確に示すべきと考えますが、この点について如何お考えでしょうか。

また、9月議会でも言及しましたが、公共施設整備については、今まで以上に経費がかかります。特に老朽化が著しい学校施設について大規模改修はさけられません。周年行事で学校を訪れる機会が多かったのですが、トイレひとつとっても十分な補修が進んでいるとは思えません。公共施設白書の作成途上で、すでに今後1.5倍費用がかかると予想されるようですが、次年度より当初予算から必要な費用を見積もることが肝要です。そこで、何点が質問します。

○現時点での乖離は如何ほどで、予算時における乖離に関する改善について、どう考えているのでしょうか。

○常に大幅な乖離が生じているのはどういう理由があると認識しているのでしょうか。

○予算編成に当たっては、財政当局が次年度予算の目標額や経費の枠組みを示すことを前提条件として取り組むことを提案しますが、この点について、いかがお考えでしょうか。

○公共施設の維持について当初予算から基金への積み立てを予算化すると同時に、維持補修費を増額し、施設の機能を維持すべく適切な予算化が必要ではないのでしょうか。

○市民生活を支える生活道路の整備が遅れています。道路網計画が検討され、そこには、機能確保のための総合的取組も提案されています。計画を担保するためにも計画にある安全安心のための生活道路の拡幅に必要な予算は、一般会計また用地会計のなかでのどう設

定され実現に向け担保されているのでしょうか。

(3) 女性職員の活躍について

ア女性登用計画について

イ女性の視点を活かす人事について

1999年に国は21世紀における最重要課題として「男女共同参画基本法」を制定し、それに基づき「調布市男女共同参画推進プラン」が策定されています。11月22日には、東京女子医科大学弥生記念講堂で2015年NGO日本女性大会が開催されました。大会のスローガンは「めざそう！203050平和な未来のために」です。203050とは、今年3月、国連女性の地位委員会で採択された政治宣言で、2030年までに、政治でも経済でもあらゆる分野で男女50-50を目指そうと提案されたものです。

当日は、内閣府男女共同参画局長の北京会議後20年の男女共同参画政策と第4次男女共同参画基本計画についての説明がありました。その中で、日本の現状として、世界経済フォーラムの報告書から、各国における男女差を測る男女平等（ジェンダーギャップ）指数は、日本は142カ国中、101位、特に政治への参加は104位、経済への参画も106位でした。世界的にはクォーター制が広がっていることや、フランスでは県議会選挙へは男女ペア立候補制が導入されたとの報告がありました。

その後、国政では、ウィメノミクスはアベノミクスの中核として、首相は国連総会では、子育てや介護と、仕事の両立が可能となる環境の整備、そして女性の役割について社会に存在する偏見を取り除いていくことがすべての基本と述べられていました。このような大きな流れのなかで、今年度は、女性の活躍は女性だけでなく、日本の社会のあり方を変えらるゝとして法律も制定し、事業主行動計画の策定も位置づけたのはご承知の通りです。こういった流れの中で、市の経営方針にも28年度に向けて活躍法の行動計画と併せて取り組みを推進することとしています。

社会の半分を構成する女性の意思決定の場への参加の割合が少ないことが社会の様々な問題を生んでいるとも言えます。2020年に30%そして2030年には50%を目指し、まずは調布市のプランでモデル事業所となっている市役所からこの目標に向かって努力していくことが求められます。

ア人材育成のための具体的な女性登用計画について

女性登用を支える仕組みなど、当事者の声が反映されるプロジェクトを立ち上げ、真に機能する計画が必要です。担当職主幹も視野に具体的なポジティブアクションを掲げていかなければ、2020年目標は絵に描いた餅になってしまいます。

○出産が職業生活のハンディにならない配慮し、ステップを踏んで管理職につき、個性と能力を発揮できる人材育成のための具体的な女性登用計画策定を求めます。

イ女性の視点を活かす人事について

様々な研修を企画しても肝心の女性の意欲がない、女性は現状に満足し今のままで良いと考えているなど、もっぱら当事者の問題にされてしまうことを危惧します。男性に比べ、女性は、就労している女性のロールモデルを見ることは少なく育ってきている現状をみれば、どう自分の働き方を考えるべきか迷うのは当然です。女性が役所で個性や能力を活かし、政策全体に対して女性の視点を入れていく人事について、どのような配慮を行っていくお考えか、人事を司る部署への女性の配置も重要ではないでしょうか。

(市長答弁)

ただいま、大河巳渡子議員より市政経営についての御質問をいただきました。私からは、平成28年度の経営方針の重点施策、議会との情報の共有、地方創生の取組及び女性登用計画についてお答えします。

平成28年度は、市長任期と連動させ平成26年度に修正した基本計画の2年次目として、引き続き市民の安全・安心の確保や市民生活支援を基調とした取組を継続するとともに、基本計画に掲げた4つの重点プロジェクトを基軸に各施策・事業を着実に推進し、まちの将来像「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」の実現に向けた歩みをさらに前進させていく所存であります。

具体的には、子ども・子育て支援新制度、介護保険制度改革など、市民生活に大きな影響を及ぼす制度改革等に伴う新たな課題への取組などを基本計画の時点修正の際に位置付けており、これらを軌道に乗せ着実に推進して参ります。

さらに、インフラを含め老朽化対策が喫緊の課題となっている公共施設の総合的な計画の検討や、2019年ラグビーワールドカップ・2020年オリンピック・パラリンピックに向けた取組、個人情報保護に向けたセキュリティ対策などマイナンバー制度に伴う対応についても、引き続き、庁内横断的に取り組んで参ります。

これらの取組を新たに基本計画に位置付けた「横断的連携による施策の推進」と「調布のまちの魅力発信」の2つのアクションにより、効果的に推進するとともに、この10月に策定した「調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とも有機的に連動させ、更なる実効性の向上につなげていく考えであります。

一方で、市財政に関しては、平成26年度の市の一般会計決算において、歳入の根幹である市税収入は過去最高額となったところでありますが、主な増要因となっている法人市民税については、今後、税制改正等による減収影響も想定され、次年度以降も同水準の収入が確保できるとは予測し難い状況であります。

また、歳出では、社会保障関係経費をはじめ、保育園待機児童対策、公共施設の老朽化対策などの経費は引き続き増加傾向にあり、今後とも、財政の健全性維持に努め、不断の行財政改革を推進する必要があります。

平成28年度に当たっては、こうした状況について全職員が共通認識を持つ中で、市政の第一の責務である市民の安全・安心の確保と市民生活支援の取組の継続に加え、子ども・福祉分野の制度改革等に伴う取組の進展や、利便性と快適性を備えた21世紀の調布のまちの骨格づくりなど重点プロジェクトを着実に推進していくことを念頭とし、予算編成に取り組んで参ります。

次に、議会との情報共有についてお答えします。

今回の調布市制施行60周年を契機とした、記念式典での調布市とカナダ・ケベック州との連携につきましては、これまで市議会定例会でもお答えさせていただいておりますが、行政相互の交流ではなく、映画・映像関連企業の経済的発展を図ることを目的としております。

また、市内各団体による音楽や芸術といった文化的交流をも視野に入れた、国際的な都市間交流も必要ではないかとの模索をしてまいりました。

そのなかで、ケベック州政府在日事務所、及び市内映画・映像関連企業との協議・検討の経緯を経て、相互の包括的な取組を確認し、宣言に至ったものです。

今後は、同じく新たに宣言させていただきました「豊かな芸術文化・スポーツ活動を

育むまちづくり宣言」とも併せ、市内映画・映像関連企業の海外進出支援や、映画上映・音楽・スポーツイベントなどの文化的な交流等、多様な事業展開に向け、議会にも御相談させていただきながら、ケベック州政府在日事務所などを通じ、具体的な協議を進めて参りたいと存じております。

次に、地方創生の取組についてであります。

調布市版の総合戦略においては、まちづくりにおける多様な主体との連携や広域的な連携をより一層図りながら各種取組を推進していくこととし、近隣市と連携している取組や、関係団体が実施あるいは連携している取組などを連携事例として記述したことを特徴の一つとしております。

被災地との連携についてであります。東日本大震災の発生から4年半が経過した今なお、復興への息の長い支援は引き続き必要であると考えております。

市内では、これまで被災者支援、被災地復興の一助となるチャリティーを目的とした様々なイベントが実施され、行政のみならず、個人、団体、企業、地域などが自主的に、あるいは協働して取り組んでおります。被災地からも多くの団体や事業者の方々が、遠路調布市までお越しくださり、各イベント等にも参加いただいております。

今後も、多様な主体との連携により、被災地復興に可能な限り貢献するとともに、被災地への思いを風化させない交流の場づくりに取り組んで参ります。

次に、女性職員の活躍についてお答えいたします。

今年度に入り、女性管理職を増やすための対策等について、私自身が女性管理職と直接意見交換をしたことに加え、本年10月には、より一層女性の視点を市政に反映させるため「女性の視点を市政へ」と題する私のメッセージを発信しました。

近年の更なる少子・高齢化等の課題もあり、これまで以上に女性にも男性にも暮らしやすいまちづくりが求められております。このため、各審議会等においても、多様な視点での協議・検討が必要ですが、現在、女性委員の比率が低い状況にあることから、委員の推薦の際に配慮いただけるよう、お願いをしたものです。

今後策定する女性の活躍推進に関する「特定事業主行動計画」の中においても、組織全体として女性の活躍を推進していくという私自身の考え方を明確にするとともに、推進体制を整備するため、平成28年度から総務部に「人材育成・女性活躍推進担当」を新設するなどにより、女性職員を含めた全ての職員がその能力を十分発揮できる活力ある組織づくりを進めることで、女性職員の活躍を推進して参りたいと考えております。

また、男性、女性双方の視点は、市政のあらゆる部門において必要であると考えております。これまで、人事・総務等のいわゆる管理部門についても、長期的な人材育成の視点に立ったうえで女性職員の配置を行って参りましたが、引き続き、女性職員を含めた全ての職員が自らの能力を最大限に発揮できる組織として参りたいと考えております。

(危機管理担当部長答弁)

私からは、地方創生の取組についての災害協定に関する御質問にお答えします。

現在、調布市では姉妹都市である長野県木島平村と日常からの連携を通じ、友好の絆を深めるとともに、災害時に備え、相互応援に係る協定を締結しているところです。

東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害対応における自治体間の広域的連携、相互応援

の重要性を改めて認識したことから、調布市では、同時被災の可能性が少なく、高速道路等により円滑な支援が可能な複数の自治体と、相互応援協定締結に向けた調整を行っています。

協定を締結することにより、災害時の相互支援だけでなく、お互いの防災対策における知識や経験の共有、支援してくれる自治体があるという市民の安心感の醸成等の効果も得られると考えております。

地方創生に限らず、地域連携は、経済・生活圏のネットワーク形成を中心とした新たなまちづくりのためのものと考えておりますが、協定を締結した自治体と日常時から交流を深めることは、災害時の相互応援にも効果的であると考えられることから、協定を締結し相互に情報交換するなかで、日ごろからの交流等についても模索して参りたいと考えております。

（福祉健康部長答弁）

私からは、福祉部門の人材の確保と育成についてお答えします。

平成11年の社会福祉基礎構造改革以降、介護保険法や障害者自立支援法の施行など、福祉制度は大きく転換され、福祉サービスが措置制度から契約に移り、市町村が身近なサービスの主体となることが明確に位置づけられました。

近年においては、国の地方分権改革に伴い、平成25年4月に社会福祉法人の認可、指導検査等の事務が東京都から市に権限移譲され、平成29年4月からは市が所管する社会福祉法人が運営する特別養護老人ホームの指導検査について、市で実施することになっております。加えて、平成28年4月からは介護保険制度の改正により、小規模通所介護事業所の指定、管理監督事務等が地域密着型サービスへ移行し市へ権限移譲されます。

福祉事業の指導、管理監督事務等の業務が市に移譲されるということは市の業務量は増加するものの、市内の福祉サービスについて身近な市町村が主体的に関わることにより、市民にとってより良質で適切なサービスが提供されることにつながることから、積極的に取りくむべきと考えます。

その一方で、少子高齢化や家族の在り方が変化する中、福祉ニーズは多様化しています。たとえば、貧困な高齢者、障害者や認知症を抱えた家族、発達障害のある若者など、生活課題は重層化し、複雑になっています。

こうした問題に向き合い社会的に自立した質の高い生活を実現するには、一人ひとりに寄り添いながら、その人の生活状況を客観的に把握し、様々な社会資源を活用した良質で適切なサービスをマネジメントできる人材の確保が不可欠となります。そのためには個別の支援に当たるケースワーカーなどの職員が対人支援に対する理念を持ち、多岐にわたる専門的知識を備えることはもちろん、様々な現場経験の積み重ねが必要であるとともに、それを生かした人員配置が望まれます。

このように福祉部門では、ケースワーカーなどの直接支援のみならず多様な場面においてより高度で多様な専門的知識を有する人材の育成が不可欠であり、育成にあたっては、専門的な知識や知見のみならず、人としての営みを受け止める人間力や社会を見る眼を養うといったことも求められることとなります。

2025年は団塊の世代のすべての方が後期高齢者となり、調布市においても高齢化率が22.8パーセントになると想定されており、今後、福祉課題は一層拡大するとと

らえています。

市としては、市民一人ひとりの個別ニーズの解決を図ると同時に、すべての市民が安心して暮らし続けられるまちづくりを進めていく必要があります。市民福祉の向上につながるよう施策を展開していくには、市民や福祉サービスを担う事業者など関係機関との信頼関係も大変重要であり、そのためには一貫した支援の継続性が保たれる必要があります。

これらを実現するため、長期的な視点から、市民の暮らしを支える幅広い観点で支援や福祉的サービスの提供ができる人材の確保と育成を進め、市民が将来に渡り安心して暮らし続けることのできる福祉のまちづくりを推進して参ります。

(行政経営部長答弁)

私からは、平成28年度予算についてお答えいたします。

平成28年度予算編成については、本年10月に、市政経営方針を踏まえた予算編成方針を全庁に通知しました。現時点での見積状況は、新規・拡充事業の要望を含め、各部の歳出見積総額が930億円余、一方の歳入見積総額が830億円余であり、99億円余の財源不足となっております。

この財源不足の主な要因についてですが、財政フレーム作成後の変動要因として、歳入では税制改正等の影響により市税収入の減を見込み、歳出では、情報セキュリティ対策など新たな課題への対応や、制度改正、事業進捗に伴い事業費が増となっていることが挙げられます。また、市民サービスの向上を図るための各種新規・拡充事業の要望や、計画に見込んでいない公共施設の維持保全経費、工事費のコストアップなどの要因により歳出が増加しているものと認識しております。

予算編成に当たっては、基本計画の各施策の着実な推進と、市民の安全安心の確保と市民生活支援への継続的な取組のため、基本計画、財政フレームの内容を基本とする一方、新たな財政需要も見込まれることから、限られた財源の中、更なる財源確保・経費縮減に取り組むこととしました。具体的には、基本計画事業は計画事業費を上限とし、公共建築物の維持保全は計画に位置付けのある工事を基本とすること、経常的な経費については直近の決算額と予算額を踏まえて縮減することなど、経費の見積りの枠組みを示すとともに、新規拡充事業の優先度を各部内で調整するなどに取り組んでまいりましたが、先ほど述べました要因等により、財源不足が生じている状況であります。今回の見積結果も踏まえ、より自律的で効率的な予算編成となるよう検証し、必要な改善を加えていきたいと考えております。

収支均衡に向けては、全庁で見積状況の情報共有を図り、現在、全庁的に見積り内容の精査、検証を行っているところであります。今後、歳出においては、新規・拡充事業の厳選、計画事業費を基本とした事業費の精査、事業の緊急度・優先度を勘案した進捗調整など、また、歳入においては、市税収入の時点修正や特定財源の最大限の確保、市債や各種基金の活用などにより、収支均衡に向けて取り組んでまいります。

次に公共施設整備予算についてであります。

老朽化対策をはじめとする公共建築物の整備費につきましては、その財源として、国や都の特定財源を確保するほか、市債や公共施設整備基金を活用し、各年度の一般財源の平準化を図っております。

公共施設整備基金につきましては、前年度繰越金を活用した年度途中の積立てにより、

残高の増加に努めているところですが、今後、中長期的な公共建築物の維持保全の財源として活用額の増加が見込まれている状況であります。そのため、引き続き、各年度の繰越金については基金積立てに優先的に配分してまいります。今後策定する公共施設等総合管理計画も見据え、当初予算における積立てなどの財源確保も検討し、中長期的な財政基盤の強化を図ってまいります。

また、各施設の維持補修費については、学校施設をはじめ、保育園や児童館、文化・コミュニティ施設、福祉施設などの維持保全に要する経費を、公共建築物維持保全計画に位置付けておりますので、必要額を予算計上してまいります。老朽化が進行している公共建築物の機能の維持は、市民の安全・安心の確保や公共サービスの提供のため、重要であると認識しておりますので、今後も計画的かつ適切な維持保全に取り組んでまいります。

最後に生活道路予算についてですが、生活道路は市民生活に密着し、防災性・快適性・コミュニティ機能の向上を図るものであり、基本計画事業に位置付けて、計画的に整備を進めております。毎年度の予算編成においては、早期に整備効果を発揮させるため、事業化している路線についての事業費を一般会計に計上するとともに、調布市土地開発公社を活用した用地取得を進めるため、用地特別会計において債務負担行為を設定しております。

現在、市では「(仮称)調布市道路網計画」の策定を進めておりますが、その策定内容も踏まえ、今後の生活道路の拡幅整備予算について、関係部署と協議して参りたいと考えております。